

2021年3月22日  
株式会社 鹿児島銀行

## 鹿児島県信用保証協会が発行する信用保証書等の電子化について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

鹿児島銀行（頭取 松山 澄寛）と鹿児島県信用保証協会（会長 布袋 嘉之）は、中小企業の皆さまへのスピーディーな融資実行および事務コスト削減を目的として、2020年12月10日付で「信用保証書等の電子交付に関する覚書」を締結し、その実現に向けて連携して取り組んで参りました。

この度、下記のとおり信用保証書等の電子化システムの運用を開始いたしますのでお知らせします。

### 記

#### 1. 概要

信用保証協会と金融機関の保証契約は、信用保証協会が信用保証書等を金融機関へ交付することによって成立し、金融機関が貸付を実行したときにその効力が生じます。

従来は専用用紙に印刷された信用保証書等を郵送や対面などにより受け渡し、お客さまへの貸付実行を行っておりましたが、今後は信用保証書等の授受を電子化いたします。

#### 2. 期待される効果

信用保証書等の電子化により、書面が金融機関に到着するまでのリードタイムが短縮されるため、よりスピーディーな融資実行（融資の迅速化）に繋がります。

また、電子化データは暗号化技術を用いた高いセキュリティを確保し、電子署名・タイムスタンプを付与したうえで交付されるため、情報漏洩や信用保証書等の紛失リスクなどの軽減効果も見込まれます。

さらには、コロナ禍における非対面・非接触の業務遂行にも寄与するものです。

#### 3. 取扱開始日

2021年4月1日（木）より

※取扱開始日以降の保証承諾（信用保証書発行）分が対象  
（九州・沖縄8県では初めての運用開始）

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】  
鹿児島銀行 営業統括部 営業統括グループ  
TEL：099-239-9713（ダイヤルイン）